

障がいのある子どもへの支援



お問い合わせ (障がい福祉課・各支所)

問 障がい福祉課 ☎082-420-0180 FAX 082-420-0181

問 黒瀬支所 ☎0823-82-0220 FAX 0823-83-2403

問 福富支所 ☎082-435-2211 FAX 082-435-2030

問 豊栄支所 ☎082-432-2563 FAX 082-432-2328

問 河内支所 ☎082-437-1109 FAX 082-437-0229

問 安芸津支所 ☎0846-45-2065 FAX 0846-45-6055

手帳の交付等

身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がい(肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害など)がある方が、法律に基づくいろいろなサービスを受けやすくするために交付される手帳です。障がいの程度により1級～6級までの区分があります。



療育手帳

知的障がい者(児)が、一貫した相談を受けたり、いろいろなサービスを受けやすくするために、県知事から交付される手帳です。障がいの程度により、㊤、A、㊤、Bの区分があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者(児)が、いろいろなサービスを受けやすくするために、県知事から交付される手帳です。障がいの程度により1級～3級までの区分があり、2年ごとに更新があります。

手帳交付に必要なもの

※写真のサイズは縦4cm×横3cm

●身体障害者手帳

・交付申請書・身体障害者診断書(各部位別)・本人の写真2枚・個人番号が確認できるもの

●療育手帳

・交付申請書・本人の写真1枚・個人番号が確認できるもの
※事前に県西部子ども家庭センターの判定を受けていただく必要があります。

●精神障害者保健福祉手帳

・交付申請書・手帳用診断書・本人の写真1枚(希望者のみ)・個人番号が確認できるもの

自立支援医療(育成医療)の給付

問 子ども家庭課 ☎082-420-0941 各支所

身体に障がい(肢体不自由、視覚障害など)があり、指定自立支援医療機関での手術等によって障がいの改善が認められる18歳未満の児童を対象に医療費の支給をします。医療費の給付を受ける場合の自己負担額は、原則として医療費の1割負担です。世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。



●申請に必要なもの

・自立支援医療(育成医療)意見書
・世帯全員の健康保険の資格情報がわかるもの・個人番号が確認できるもの

🐣 重度障害者医療費の助成（身体・療育）

医療費を助成します。所得制限があります。

- **対象者** 身体障害者手帳1級～3級または療育手帳①、A、②の方
- **助成費用** 保険診療分の医療費で自己負担金を超える額
- **自己負担金** 一医療機関で1日200円を上限
月ごと一医療機関ごとに入院は14日、通院は4日まで
- **申請に必要なもの**
 - ・対象者の健康保険の資格情報がわかるもの
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・個人番号が確認できるもの
- **医療費の返還請求**（26ページ参照）



🐣 重度障害者医療費の助成（精神）

外来通院に係る医療費を助成します。所得制限があります。

- **対象者** 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）受給者
- **助成費用** 保険診療分の医療費で自己負担金を超える額
- **自己負担金** 一医療機関で1日200円を上限（月4日まで）※入院は対象外です。
- **申請に必要なもの**
 - ・対象者の健康保険の資格情報がわかるもの
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・自立支援医療（精神通院）受給者証
 - ・個人番号が確認できるもの
- **医療費の返還請求**（26ページ参照）



🐣 福祉助成券

通院等でタクシーを利用する場合、もしくは在宅（入院中を含む）で満5歳以上の常時おむつを必要とする方に助成券を交付します。所得制限があります。

タクシー乗車助成券 有効期間内60枚（1枚あたり500円）まで交付

※視覚障がいの有効期間内80枚まで交付

※じん臓機能障がい人工透析中の方は有効期間内160枚まで交付

紙おむつ購入助成券 有効期間内8枚（1枚あたり2,500円）まで交付

※2月以降に初めて申請する場合は半数の交付

※タクシー乗車助成券と紙おむつ購入助成券の両方の交付を受ける場合は、半数の交付

- **対象者**
身体障害者手帳1級～3級（タクシー乗車助成券は、視覚障がいのみ4級まで）
- **申請に必要なもの**
 - ・重度障害者医療費受給者証（お持ちの方のみ）
 - ・所得課税証明書（転入の場合）
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳



補装具費の助成

身体障害者手帳の所持者等が、日常生活や就労・就学を行う上で、身体上の不自由さを補うための補装具の購入・修理・借受けにかかる費用の一部を助成します。事前に申請が必要です。まずは障がい福祉課または各支所へご相談ください。交付にあたっては、更生相談所での判定が必要な場合があります。



●対象者

- 肢体不自由者(児)** 義肢、装具、車いす、電動車いす、姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者意思伝達装置、車載用姿勢保持装置等
- 視覚障害者(児)** 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚障害者(児)** 補聴器、人工内耳用音声処理装置（修理のみ）

日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者等に対して、障がいの種類や程度に応じて用具の給付を行います。



●申請に必要なもの

・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（難病等の方は診断書等）
・カタログ等
・所得課税証明書（転入の場合）

軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入費・修理費の一部を助成します。詳しくは障がい福祉課へご相談ください。

小児慢性特定疾病

医療費の助成

問 **県 西部東保健所保健課 ☎082-422-6911(代)**



小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から負担軽減を図るため、医療費の一部を助成する制度です。対象及び申請方法等はお問い合わせください。

※広島県ホームページ「小児慢性特定疾病医療費助成制度について」を参照

日常生活用具の給付

問 **障がい福祉課 ☎082-420-0180**

在宅の18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満）の児童が、厚生労働大臣が定める疾病に対象の場合、日常生活用具の給付をします。世帯の所得に応じて負担程度額が定められています。

●申請に必要なもの

・所得課税証明書（転入の場合）
・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
※詳しくはお問い合わせください。



特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいのある 20 歳未満の児童を監護・養育している方に対して支給します。所得制限等がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。なお、出張所（八本松・志和・高屋）では手続きできません。



●申請に必要なもの

- ・申請者と対象児童の戸籍謄本（発行日から 1 か月以内のもの）
- ・所定の診断書（療育手帳④、A 診断書省略等をお持ちの場合、省略可能）
- ・対象児童の障害者手帳（所持している場合）・申請者名義の通帳・個人番号が確認できるもの



障害児福祉手当

在宅で、重度の障がいがあるため常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童に支給します。所得制限等がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。なお、出張所（八本松・志和・高屋）では手続きできません。



●申請に必要なもの

- ・所定の診断書 ・申請者名義の通帳
- ・個人番号が確認できるもの



重度心身障害児福祉手当

過去 3 か月以上市内に住所を有する在宅の 20 歳未満の重度障がい児（身体障害者手帳 1 級または療育手帳④の所持者）に対して支給します。詳しくは窓口にお問い合わせください。なお、出張所（八本松・志和・高屋）では手続きできません。

●手当月額

2,000 円



在宅重度心身障害者介護者慰労金

在宅で重度の心身障がい者（児）を常時介護している方に対して支給します。年に 1 回対象者へ申請書を送ります。



●対象者

3 歳～65 歳未満の障害児福祉手当・特別障害者手当または経過的福祉手当の認定を受けている障がい者（児）と同居し、申請日前 1 年間に於いて 6 か月以上常時介護・養育をしている方

●慰労金年額

2 万円



県 心身障害者（児）扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障がいを生じた場合に、心身障がい者（児）に年金を支給する制度です。加入要件がありますので、詳しくは広島県障害者支援課（082-513-3162）へお問い合わせください。

●年金額

- ・ 1 口加入 月額 2 万円（年額 24 万円）
- ・ 2 口加入 月額 4 万円（年額 48 万円）

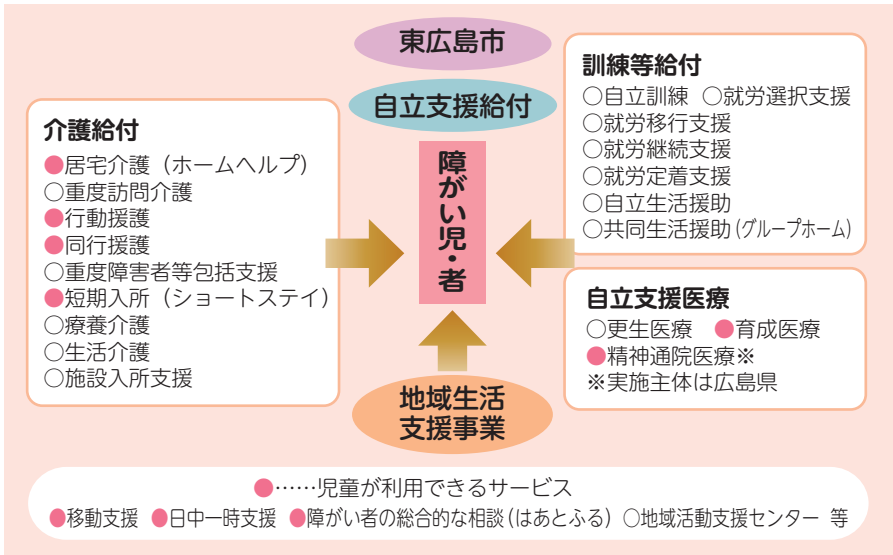
障がいのある
子どもへの支援

障害者総合支援法によるサービス

問 障がい福祉課 ☎082-420-0180 FAX 082-420-0181



障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、下図のような仕組みの障がい福祉サービスがあります。利用者負担は原則その費用の1割です。ただし負担が重くなりすぎないように、所得に応じて上限が決められています。



児童福祉法によるサービス

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、必要に応じて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問介護	保育所・小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

難聴児児童発達支援センター通所費の助成

市外の児童発達支援（旧難聴幼児園施設に限る）へ通所している児童の保護者に対し、通所費を助成します。

●助成内容

通所している施設の所在する市町ごとに、通所日数1日につき、次の額を助成します。

施設の所在地	助成日額
広島市	400円
福山市	1,800円

障がいのある
こどもへの支援



相談支援窓口

相談窓口	相談内容	連絡先
障がい者相談 支援センター (サンスクエア東広島 1階 子育て・障がい総合 支援センター内)	障がいのある方およびその家族を対象に、本人や家族等の相談に応じる「相談支援」、社会的資源を活用した生活しやすい環境づくりをお手伝いする「生活環境を整えるための支援」、「福祉サービスの利用援助」、「社会生活力を高めるための支援」等を行っています。 受付日時 月曜～土曜日 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)	☎082-493-6073 FAX 082-424-3841
県立身体障害者 更生相談所	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由に関する相談のほか、心理判定、職能判定、面接相談を行っています。 相談を希望する場合、障がい福祉課(☎082-420-0180)または各支所にお問い合わせください。	☎082-425-1455(代) FAX 082-425-1634
県 西部子ども 家庭センター 東広島支所	18歳未満の児童の相談を受けています。来所が困難な場合はお申し出ください。療育手帳の判定会の予約については、下の専用ダイヤルに連絡してください。 ＜療育手帳予約専用ダイヤル＞ ☎082-400-9010 受付日時：月曜～金曜日(祝日除く) 9時～17時	☎082-426-5650
県 発達障害者 支援センター	自閉症スペクトラム障害や注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障がい(もしくはその疑い)のある方およびその家族への支援を行っています。 相談支援(個別相談、家族支援、医療機関の紹介)や療育・教育支援・就労支援を行っています。	☎082-490-3455 FAX 082-427-6280
県 西部東保健所 保健課	こころの悩みについて医師・保健師が個別相談を行っています(予約制)。 ○精神保健相談(定例)： 精神科医による面接相談 原則、第2木曜日または金曜日 13:30～15:30(予約制) ※変更の場合もあるため、事前にご確認ください。 対象：東広島市・竹原市・大崎上島町に居住している方、その家族及び関係者 ※現在通院中の方のセカンドオピニオン希望は対象になりません。 ※予約時に、氏名・住所・連絡先等の確認をします。 ○精神保健福祉相談(随時)： 保健師による電話または面接相談 ※面接希望の場合は、事前にご連絡ください。	☎082-422-6911(代)

